

令和6年第1回基山町議会（定例会）会議録（第7日）						
招集年月日	令和6年3月22日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和6年3月22日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和6年3月22日	10時00分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	工藤絵美子	出	8番	大久保由美子	出
	2番	水田志保	出	9番	末次明	出
	3番	中牟田文明	出	10番	栗野久明	出
	4番	佐々木教雄	出	11番	大山勝代	出
	5番	中村絵理	出	12番	松石信男	出
	6番	天本勉	出	13番	重松一徳	出
	7番	松石健児	出			
会議録署名議員	4番	佐々木 教雄		5番	中村 絵理	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 井上克哉		(係長) 天野拓也		(書記) 北川統子	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田一也		産業振興課長	大石 顕	
	副町長	酒井英良		まちづくり課長	井上信治	
	教育長	柴田昌範		定住促進課長	山田 恵	
	総務課長	平野裕志		建設課長	今泉雅己	
	企画政策課長	亀山博史		会計管理者	寺崎博文	
	財政課長	吉田茂喜		教育学習課長	古賀 浩	
	税務課長	古賀満宏		福祉課参事	松田美紀	
	住民課長	毛利博司		こども課保育園長	佐藤定行	
	健康増進課長	藤田和彦		まちづくり課図書館長	城本直子	
	福祉課長	戸井竜二		建設課参事	酒井孝行	
こども課長	山本賢子					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 予算特別委員長報告（付託議案第17、18、19、20号）
討論・採決
- 日程第2 議案第17号 令和6年度基山町一般会計予算
- 日程第3 議案第18号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第19号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第20号 令和6年度基山町下水道事業会計予算
- 日程第6 発議第1号 基山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第7 発議第2号 基山町議会事務局設置条例の一部改正について
- 日程第8 所管事務等の調査について
(総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会)

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
去る15日から休会中の本会議を開議します。

日程第1 予算特別委員長報告

○議長（重松一徳君）

日程第1. 予算特別委員長報告を議題とします。

まず初めに、予算特別委員長の審査報告を求めます。栗野予算特別委員長。

○予算特別委員長（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。予算特別委員会審査報告を行います。

予算審査特別委員会審査報告書

議案第17号 令和6年度基山町一般会計予算

議案第18号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計予算

議案第19号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 令和6年度基山町下水道事業会計予算

本委員会は、3月11日付付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査の方法は、施政運営方針、議案及び各種資料に基づいて審査を行いました。

なお、施政運営方針、当初予算事業説明書、議案第17号、議案第19号に対する審査の経過は、次のとおりです。

記

1 令和6年度基山町施政運営方針

(1)令和6年度一般会計予算

施政運営方針の前文では、「町民参加による国スポ・全障スポの成功とスポーツ、音楽、各種文化活動への積極的な支援」「子ども、子育て世代並びにプラチナ世代に明るい笑顔が溢れる取組」「すべての世代の生活の質（QOL）の向上」「基山（きざん）・基肄城への理解と関心を高める取組」など四つの柱を掲げている。

国スポ・全障スポ大会の準備運営に当たり、基山町として注意を払っていることは何かとただしたところ、選手や大会関係者を宿泊地から安全かつ競技開始前に会場に確実に送り届

けることが重要な役割となっている。その準備として、交通渋滞状況の把握、輸送経路の検討など、警察や関係機関との協議を進めているとの説明を受けました。

2つ目の柱で、子ども・子育て世代並びにプラチナ世代に明るい笑顔が溢れる取組として、産前・産後ケアのきめ細やかな支援の充実を掲げているが、具体的な内容についてただしたところ、新たにスタートするこども家庭センターの窓口で最初に相談に来られたときの対応を重要視している。そのために、職員の配置や育成に努め、相談者にどこまで寄り添えるかが大事であるとの説明を受けました。

当委員会としては、特に国スポ・全障スポ大会の成功は、町としても関係人口の増加や経済効果にもつながる。今回組織したボランティア組織が大会終了後も機能することなど、基山町での大会を開催した成果を残すよう提案いたしました。

歳出 2款総務費 (5)マスメディアを活用したシティープロモーション事業

本町の知名度の向上、観光誘客拡大、関係人口の拡大などを目的とし、事業費1,210万円を計上している。令和5年度の事業の成果、評価についてただしたところ、経済波及効果の算出は行っていないが、広告換算で算定すると3,745万円程度となり、約3倍の費用対効果があったとの説明を受けました。また、その事業で接触できた視聴者の数や参加人数を合算すると、1,347万人程度の方に基山町のプロモーションを行うことができたと考えている。今後、このような数値を使って、効果的な事業ができたということを町民に示していきたいとの説明を受けました。

2 令和6年度当初予算事業説明書

(1)基山町保育体制強化事業について

基山町内の民間の認定こども園、小規模保育事業所の保育士が働きやすい環境を整備するため、保育に係る周辺業務に保育支援者を活用する費用の一部を補助する事業である。基山町内の保育園等での活用についてただしたところ、国の保育対策総合支援事業の基準では、1か所当たり月額10万円、小規模保育事業に対しては、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合、月額4万5,000円を補助するもので、各施設の実情に応じて幅広く使えるよう配慮している。令和6年4月1日から活用できるよう要綱を整備し、民間の保育事業所を支援していくとの説明を受けました。

当委員会としては、この事業を継続して実施し、保育体制の強化を図るよう提案いたしました。

(2)基山町鳥獣被害防止対策事業

農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、有害鳥獣被害により離農や耕作放棄が進んでいるため、ワイヤーメッシュ柵、電気柵の設置や有害鳥獣捕獲関係者への支援を行う事業である。

今回は、新規の狩猟免許取得補助金や捕獲班への補助であるが、既存の団体にも同様の補助ができるのかとただしたところ、同一集落の中で1人の狩猟免許保持者がいれば、見回りや餌やり等の補助作業者が組織したグループに年間10万円の補助金を支給する制度であるが、既存の団体は対象外であるとの説明を受けました。

当委員会としては、現状の狩猟免許取得者は、猟友会年会費や保険料等相当の負担があることから、農業従事者の声を反映した有害鳥獣対策に今後も継続して取組を提案いたしました。

(3)社会資本整備総合交付金（公園）事業

子育て世帯から、もう少し公園に遊具が欲しいという声もある中で、子供のけが等の事故も懸念される。整備の具体的な計画をただしたところ、北側遊具エリアの公園の面積を広げる計画はない。幼児と児童の遊ぶエリアをすみ分けし、複合遊具をそれぞれ設置し、安全に利用できるよう計画したいとの説明を受けました。

また、東側緑地にはあずまやの設置、子供たちが走り回ったり、高齢者の体操や集う場所に利用できる芝生広場を整備するとあるが、安全面はどのように考えているのかとただしたところ、ボール投げなどを規制しながら利用していただくよう考慮するとの説明を受けました。

当委員会としては、夏場、高齢者が休息する場所の整備やウォーキングコースの安全対策を取るとともに、町内のほかの公園への遊具の整備を検討するよう提案いたしました。

(4)基山（きざん）・基肆城跡シンポジウム事業

歳入で県補助金の記載がないことについてただしたところ、基山（きざん）・基肆城さいこープロジェクトの11事業全体の中で、県から1,000万円の補助を受けるよう予算を組んでいるとの説明を受けました。

シンポジウム事業をどのように実施するのかとただしたところ、基山（きざん）及び特別史跡基肆城跡の魅力を広く周知し、その価値を後世に継承する手段としてシンポジウムを開催する。まだ検討の段階ではあるが、知事と学識経験者を招き対談等を考えているとの説明を受けました。

当委員会としては、学識経験者には一般に知名度のある方を招いて、特別史跡基肆城跡の魅力を語ってもらい、広く世間にインパクトのある形で開催するよう提案いたしました。

3 令和6年度一般会計予算事項別明細書

(歳入)

13款1項5目3節 町民会館使用料463万8,000円

4月から町民会館の運営管理が指定管理から町の直営となることから、大ホールや小ホールの稼働率を上げて使用料の収入アップを図るべきではないかとただしたところ、貸出しの多い部屋にあっても、時間帯によっては空き時間があるということが分かり、利用状況を分析して、現在利用されている方への御案内や新しい利用方法などを検討していきたいとの説明を受けました。

当委員会としては、稼働率アップのため各種大会、イベントの誘致を積極的に行うよう提案いたしました。

(歳出)

8款4項1目18節 下水道事業会計補助金1億6,276万8,000円

この補助金額が令和6年度に新たに計上されている理由をただしたところ、以前は繰出金として下水道事業会計に繰り出しを行っていたが、事業会計の性質上、補助金による支出が適正だと判断したため計上しています。

下水道事業は今後も整備事業が続くが、トータル的には幾ら補助金を出すようになるかとただしたところ、今後も事業として続いていくため、詳細はまだ分からない。現在建設中のポンプ場等の償還が始まれば、今後は2億円程度で推移していくと考えています。現在、経営戦略を作成しており、策定後には議会に収支計画など示していきたいとの説明を受けました。

4 令和6年度後期高齢者医療特別会計予算

(歳出)

3款1項1目12節 後期高齢者医療保健事業委託料468万円

集団健診の対象者数と、対象者は登録医療機関での受診が可能かとただしたところ、対象者は592人で、登録医療機関での受診は可能であるとの説明を受けました。また、最近の集団健診と登録医療機関等での受診者数をただしたところ、令和4年度の実績では、総受診者数789人のうち、集団健診受診者数520人、個別健診受診者数269人との説明を受けました。

75歳以上の高齢者に対しては、集団健診よりもかかりつけ医での受診などにシフトしたほうが課題解決とならないかとただしたところ、どちらを選択しても結果を収集し、その後のケアが大事だと考えている。現状では、体調に合わせて受診しやすいほうを選択されているとの説明を受けました。

以上で報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で、予算特別委員長の報告が終わりました。

討論、採決を行います。

日程第2 議案第17号

○議長（重松一徳君）

日程第2．議案第17号 令和6年度基山町一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第17号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第17号は可決されました。

日程第3 議案第18号

○議長（重松一徳君）

日程第3．議案第18号 令和6年度基山町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第18号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第18号は可決されました。

日程第4 議案第19号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第19号 令和6年度基山町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第19号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第19号は可決されました。

日程第5 議案第20号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第20号 令和6年度基山町下水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第20号を採決します。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。

本案を予算特別委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、議案第20号は可決されました。

日程第6 発議第1号

○議長（重松一徳君）

日程第6．発議第1号 基山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。この際、朗読を省略し、発議者の天本勉議員に提案理由の説明を求めます。

天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

皆様、おはようございます。

発議第1号 基山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。

まず、提案理由説明の前に、この条例制定の背景及び目的について御説明をさせていただきます。

まず、背景でございますが、これまでの改正前の地方自治法92条の2では、議員が個人事業主として、地方公共団体との間で請負関係に立つことは、請負金額にかかわらず一律に禁止されておりました。

近年の議員の成り手不足が深刻化する中で、禁止の対象となる請負の範囲が条文上不明確であるため、立候補しようとする者の懸念材料になること、個人請負が一律に禁止されていることが、議員の成り手不足の要因の一つであると指摘をされておりました。

今回の改正によって、請負の定義を明確化するとともに、各会計年度において支払いを受ける請負の対価の総額が、政令で定める一定の金額300万円を超えないものを、議員個人による請負に関する規制の対象から除くということになりました。

今回条例制定の内容を簡潔に申しますと、地方公共団体との請負について、言い換えれば議員も300万円未満は請負ができるようになったこと、その請負状況については、前会計年度分を6月中に議長へ報告することにより、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とするものとするものでございます。

それでは、基山町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の提案理由を説明いたします。

提案理由といたしましては、基山町議会議員が基山町に対し請負をする者またはその支配人である場合における請負の状況を公表することなどにより、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、基山町議会議員の請負の状況の

公表に関する条例を上程するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

提案理由の説明が終わりましたので、発議第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、発議第1号に対する質疑を終結します。

次に、発議第1号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第1号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、発議第1号は可決されました。

日程第7 発議第2号

○議長（重松一徳君）

日程第7. 発議第2号 基山町議会事務局設置条例の一部改正についてを議題とします。この際、朗読を省略し、発議者の天本勉議員に提案理由の説明を求めます。

天本議員。

○6番（天本 勉君）（登壇）

それでは、基山町議会事務局設置条例の一部改正について、提案理由説明を行います。

提案理由といたしましては、昨年12月に基山町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例が制定され、基山町職員定数条例が一部改正されたことに伴い、引用条文の項番号の整理が必要なため、基山町議会事務局設置条例の一部改正をするものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

提案理由の説明が終わりましたので、発議第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、発議第2号に対する質疑を終結します。

次に、発議第2号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

発議第2号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、発議第2号は可決されました。

日程第8 所管事務等の調査について

○議長（重松一徳君）

日程第8. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会及び議会運営委員会より提出された別紙、所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

ここで、退任の挨拶を受けたいと思います。

酒井英良副町長は、平成28年4月に基山町副町長に就任され、以降8年間重責を果たしてこられました。

退任に当たり、挨拶を受けたいと思います。酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

このたび、3月31日をもって、任期満了によりまして副町長の職を退任いたします。今回の議会が最後となりましたので、退任の挨拶を一言申し上げます。

2期8年間の在任中は、職員の皆様そして町議会議員各位をはじめ、町民の皆様、そして関係機関、団体の皆様の御支援のおかげをもちまして町政を進めることができたことに対して、心より感謝を申し上げる次第でございます。

私は、昭和57年に本町に奉職以来、建設、介護、福祉、下水道などの業務に従事し、新設道路の整備や総合公園の整備、それからけやき台住宅団地の開発、そして介護保険制度の開始準備から運営など、いろいろな業務に携わってまいりました。

平成28年からは、先ほど議長が申されたとおり、副町長に就任させていただき、そのとき天本議員が私に「丸林がどうかなった」と電話してこられた。そして直ちに丸林地区の現場に行き、もう啞然としましたけれども、平成30年の丸林地区、そして亀の甲ため池の災害復旧に携わらせていただきました。そして、新型コロナウイルス感染症対策などにも携わってきたところでございます。

最近では、昨年、水田議員に司会進行をお願いしておりました草スキー世界大会において、思いもよらず骨折をしてしまいました。いまだに足の痛みは、正座できないということもありますので、今もリハビリを行っているところでございます。やはり、事故は起こさないようにしなければなりません。

このように、いろいろなことがありましたが、私自身では町長の補佐や行政運営につきましては、全体的に、全般的に熱意を持ってやれてこられたかなというふうに思っております。

42年間の長年にわたり、本町職員及び副町長を務めさせていただいたことは誠に光栄であり、私を力強く支えていただきました皆様に、心から感謝申し上げます。心から感謝申し上げます。

私の町政運営の役所での関わりは、これで最後になりますけれども、今後の皆様の町政運営により、町民の皆様の幸せな暮らしと、基山町の限りない発展を御祈念申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（重松一徳君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年第1回基山町議会定例会を閉会します。

～午前10時00分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松 一 徳

基山町議会議員 佐々木 教 雄

基山町議会議員 中 村 絵 理